

仮決算する場合の減価償却の取扱い

Q : 仮決算を組んで中間申告をする場合、減価償却の取扱いはどのようになりますか？

A : 別表に掲げられた償却率、又は改定償却率に2分の1を乗じた率によることができます。

【解説】

耐用年数通達では、事業年度が1年に満たない場合の償却率は、原則として、次のように計算することとしています。

① 旧定額法

旧定額法償却率×その事業年度の月数÷12

② 旧定率法

法定耐用年数×12÷その事業年度の月数で計算した耐用年数に応じた旧定率法償却率

③ 定額法

定額法償却率×その事業年度の月数÷12

④ 定率法

定率法償却率×その事業年度の月数÷12

ただし、1年決算法人が、その事業年度を6月ごとに区分してそれぞれの期間につき償却限度額を計算し、その合計額をもってその事業年度の償却限度額としている場合には、旧定額法、旧定率法、定額法、定率法のいずれを選択した資産についても、別表に掲げられた償却率、改定償却率に2分の1を乗じた率によることができるとされています。

旧定率法においては、取扱いが異なりますので注意してください。

